

請願の趣旨

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられています。こうした中で、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにするのが補聴器です。

日本の難聴者率は、欧米に比較して大差はないといわれていますが、補聴器の使用率は欧米諸国と比べても極めて低く、日本補聴器工業会の調査報告でもイギリスの47.6%に対して我が国は14.4%と極端に低い数値となっています。この背景には、日本において補聴器の価格が片耳あたりおおむね15～30万円保険適用がないため全額自己負担となっていることがあります。身体障害者である高度・重度難聴の場合は補装具支給制度により負担が軽減され、中等度の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割の人は自費で購入しているため、特に低所得の年金暮らしの高齢者に対する配慮に欠けているといわざるを得ません。

補聴器購入に対する公的補助制度が欧米ではすでに確立されていますが、日本では一部の自治体で加齢性難聴者の補聴器購入助成を行っているのみです。

耳が聞こえにくい、聞こえないというのは高齢者の社会参加・再雇用などの大きな障害となっています。高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるよう、下記事項を請願します。

記

加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める
地方自治法第99条による意見書を提出して下さい。

以上